

## 特別支援教育に関する実践研究充実事業委託要項

平成25年5月16日  
初等中等教育局長決定  
平成26年2月3日  
一部改正

### 1. 趣 旨

特別支援学校においては、障害の状態が極めて重度であったり、複数の障害を併せ有する者が在籍したりするなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。これらの児童生徒等が自立し社会参加していくためには、特別支援学校間の協力とともに、外部の専門家や関係機関との密接な連携を図った指導内容・方法の改善を図る必要がある。また、小・中学校においては、様々な障害のある児童生徒等に対し適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。さらに、平成21年に改訂した学習指導要領等については順次実施に移されてきたところであるが、その定着のためには新しい内容に即した指導方法の改善・充実が求められる。

加えて、障害のある子供については、学校における指導及び支援とも連携しつつ、家庭や地域における支援を含めた多面的な支援体制を構築することが重要であり、NPO等民間団体における障害児教育支援活動について、特に課題とされている分野への活動の促進等を図り、その成果を普及する必要がある。

これらの課題に対応し、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究等に取り組み、もって特別支援教育の推進に資することを目的とする事業である。

### 2. 委託事業の内容

地域や学校の実態等に応じて、次の事業内容を実施する。

- (1) 特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究
- (2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

### 3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

- (1) 特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究
  - ・都道府県教育委員会・指定都市教育委員会
  - ・市区町村教育委員会
  - ・附属学校を設置する国立大学法人
  - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、又は特別支援学校を設置する学校法人
- (2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究
  - ・特別支援教育に関する知識を有する法人格を有する団体

### 4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

2. (1) については、1回に限り契約更新を予定しており、2年目の契約については、

2年目の事業実施計画書の内容を審査し、予算の状況等を踏まえ委託を継続することが適当であると認めた場合、当該委託の継続を決定し、2年目の契約を締結するものとする。

#### 5. 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする団体等は、別途定める公募要領等に従って、事業実施計画書（別紙様式1又は2）等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、有識者等からなる審査評価委員会を設置して、上記（1）により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、事業を委託する団体等を決定し、当該団体等と委託契約を締結する。

なお、審査評価委員会は、委託後も、受託団体等において適切な事業遂行がなされるよう事業実施中の助言等を行い、また、事業終了後の事業評価等を行うことができる。

#### 6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、図書購入費、会議費、通信運搬費、賃金、雑役務費、保険料、一般管理費、再委託費、消費税相当額）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、計画書のうち経費のみを変更する場合で、委託費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (6) 交付された経費により生じた利子については、委託事業に要する経費に充当するものとする。
- (7) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

#### 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

#### 8. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書（別紙様式3又は4）及び支出を

証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた委託事業成果報告書を文部科学省に提出するものとする。

#### 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、審査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認められたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 10. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者及び指定校の代表者等による連絡協議会を開催する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。